

平成26年6月12日

各指定特定相談支援事業所の長 様  
各指定一般相談支援事業所の長 様  
各指定障害福祉サービス事業所・施設の長 様  
各指定京都市地域生活支援事業の事業所・施設の長 様

保健福祉局障害保健福祉推進室  
在宅福祉課長，施設福祉課長  
(在宅福祉第一担当，施設福祉担当)

## 計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化について

各事業所・施設におかれては，平成25年9月5日付事務連絡「障害福祉サービスにおけるサービス等利用計画の取扱いについて」により，計画相談支援の実施に取り組んでいただいているところですが，主に通所・入所施設に関しては，現行体系移行時に一斉に障害程度区分認定や障害福祉サービス支給決定を行っていること等から，施設ごとに利用者の更新時期が一時期に集中しており，指定特定相談支援事業所におかれても，同時期にサービス等利用計画の作成やモニタリングを行う現状となっています。

つきましては，平成26年4月の段階的対象拡大の完了を機に，当面の措置として，下記のとおり，障害支援区分認定及び支給決定の期間の終期を各月に分散させるよう，取扱いを変更しますので，この対応も含めて計画相談支援を一層推進していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 変更点

現在支給決定中の下記の障害福祉サービス利用者について，次回の更新時（障害支援区分認定者については次回の区分の更新時）に限り，障害支援区分認定及び支給決定の期間の終期を，最長の終期の前に迎える誕生月の月末とする。

なお，分散化後の利用者についてさらに更新する場合は，従来どおり最長の終期で更新する。

また，毎年4月に新規として障害支援区分認定及び支給決定を行う下記の障害福祉サービス利用者についても，同様に取り扱う。

##### (1) 分散化対象の障害福祉サービス（別紙1参照）

介護給付のうち，生活介護，療養介護及び施設入所支援

訓練等給付のうち，就労継続支援（A型及びB型）及び共同生活援助（下記注2参照）

(注1) 介護給付のうち，居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護及び短期入所のみ並びにこれらの組合せのみの利用者については，分散化の対象外（重度障害者等包括支援の利用者についても同様）とするが，上記下線部のサービスを併給する場合は，分散化の対象とする。

(注2) 訓練等給付のうち，自立訓練（機能訓練及び生活訓練），就労移行支援，共同生活援助における体験利用及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者については，分散化の対象外とし，上記下線部のサービスを併給する場合は，全サービスを分散化の対象外とする。

(注3) 上記下線部のサービスであっても、その特性から分散化が適当ではないと区・支所が認めるものについては、分散化の対象外とする。

また、区・支所は、利用者の個々の状況等を考慮し、指定特定相談支援事業所との調整に基づき、上記以外の分散化等を行うことができる（ただし、注2の場合を除く）。

(注4) 地域生活支援事業については、その受給のみでは計画相談支援の対象外であるが、障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）を併給する場合は計画相談支援の対象となり、また、上記下線部のサービスを併給する場合は、分散化の対象とする。

## (2) 分散化による終期の具体的な取扱い（別紙2参照）

障害支援区分認定期間の終期については、障害支援区分判定等審査会で付されたもの（最長3年）であるところ、その付された終期の前に迎える誕生月の月末を、分散化の終期とする。

サービスの支給決定期間の終期については、サービス種類に応じて1年等から3年であるところ、その終期の前に迎える誕生月の月末を、分散化の終期とする（障害支援区分認定者については、次の区分の更新時に、区分とともにサービスの終期を分散化する）。

## 2 適用開始時期

平成26年8月以降の日付で更新する利用者（新規にあつては、平成27年度以降の毎年4月付けで支給決定する利用者）から適用する。

(別紙1)

下記の ( ) 内は最長の支給決定期間 (障害支援区分認定期間は審査会に応じて最長3年)

○ 分散化対象の障害福祉サービス

生活介護 (3年)
療養介護 (3年)
施設入所支援 (3年)
就労継続支援 (A型・B型) (3年※)
共同生活援助 (体験利用を除く) (3年)

※ 就労継続支援 (B型) については、支給決定時に50歳未満の場合は1年

○ 単独では分散化対象外の障害福祉サービス

居宅介護のみ (1年)	これらの組合せのみ
重度訪問介護のみ (1年)	
同行援護のみ (1年)	
行動援護のみ (1年)	
短期入所のみ (1年)	
重度障害者等包括支援 (1年)	

\* ただし、「分散化対象の障害福祉サービス」を併給する場合は分散化対象

○ 地域生活支援事業 (単独では計画相談支援対象外)

移動支援 (身体介護を伴う・身体介護を伴わない) (3年)
地域活動支援センター (デイサービス) (3年)
日中一時支援 (3年)
訪問入浴サービス (3年)

\* ただし、障害福祉サービス又は地域相談支援を併給する場合は計画相談支援の対象となり、「分散化対象の障害福祉サービス」を併給する場合は分散化対象

ただし、機能訓練については標準利用期間1年6箇月の範囲内で更新、生活訓練については標準利用期間2年 (長期入院又は入所していた方は3年) の範囲内で更新

○ 分散化対象外の障害福祉サービス等

自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (1年)
就労移行支援 (1年)
共同生活援助における体験利用 (1年)
地域相談支援 (地域移行支援) (6箇月)
地域相談支援 (地域定着支援) (1年)
サービス特性から分散化が適切ではないと区・支所が認めるもの

\* 「分散化対象の障害福祉サービス」を併給する場合は全サービスを分散化対象外

ただし、就労移行支援については標準利用期間2年 (あん摩・はり・きゅうの資格養成施設は3年又は5年) の範囲内で審査会を経て更新

ただし、地域移行支援については6箇月の範囲内で更新、地域定着支援については1年の範囲内で更新

○ その他

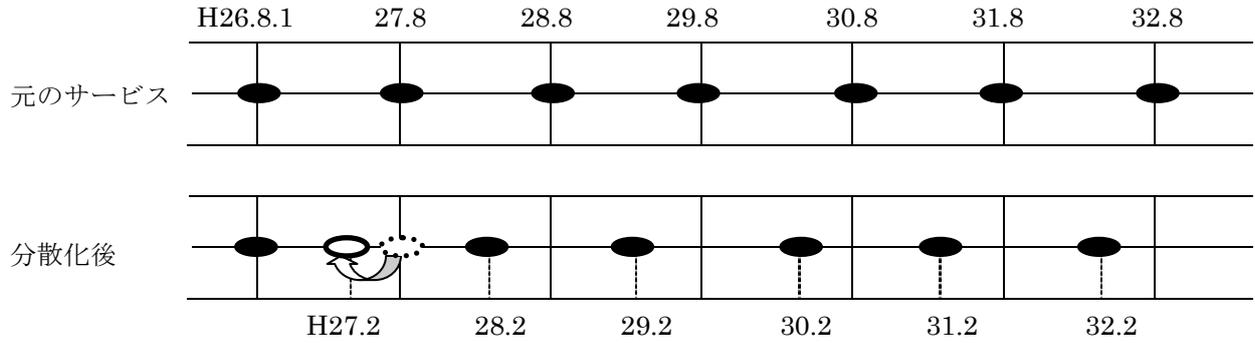
区・支所は、利用者の個々の状況等を考慮し、指定特定相談支援事業所との調整に基づき、上記以外の分散化等が可能 (ただし、「分散化対象外の障害福祉サービス等」を支給する場合を除く)

(別紙2)

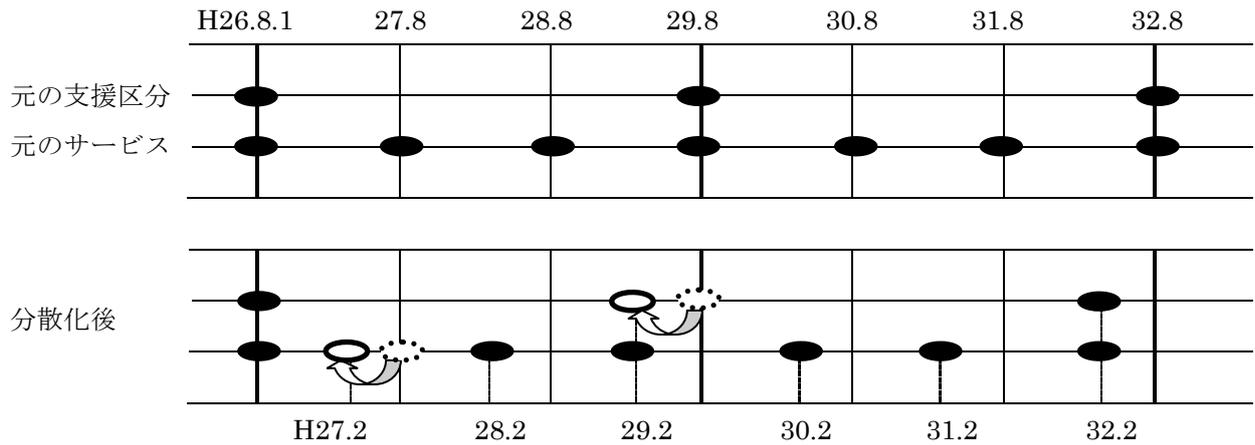
【事例】 1月生まれの継続利用者を「終期を1月31日」「更新を2月1日」として分散化

- … 通常の更新
- … 誕生月により期間の終期を変更する更新

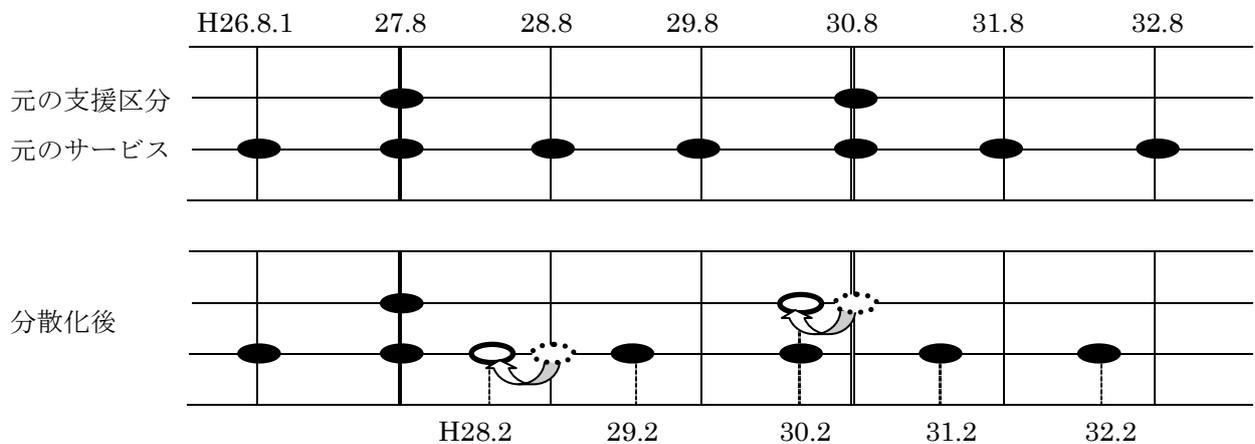
例1 障害支援区分認定を受けていない利用者（支給決定期間が1年のサービス）の場合



例2 障害支援区分認定を受けている利用者で平成26年度に更新を迎える場合



例3 障害支援区分認定を受けている利用者で平成27年度に更新を迎える場合



\* 障害支援区分認定を受けている例2及び例3については、平成26年8月以降の障害支援区分の更新時に、サービスの支給決定の更新とともに、分散化する。